

イッキ飲み・アルコールハラスメント防止



飲み会主催者・参加者の「5つの責任」

① アルコールハラスメントをなくすこと。

飲酒の強要、イッキ飲ませ、酔いつぶし、酔った上での迷惑行為はアルコールハラスメントです。ノンアルコール飲料を必ず用意するなど、飲めない人へ配慮しましょう！！

② 吐く人を出さないこと。

「吐けば大丈夫」という考え方は非常に危険であると認識しましょう。限界以上に飲ませないよう心がけましょう。

③ 酔いつぶれた人が出たら、介抱し、保護すること。

決して放ったらかしにしないでください。医療機関の受診が必要な場合もあります。

④ 未成年者に飲酒させないこと。

法律で禁止されています。20歳未満は身体が未発達なため、飲酒による影響が大きいということを忘れないでください。未成年が飲酒によって、傷害をきたした場合、飲ませた方が「未成年飲酒禁止法」により厳重に罰せられます。

⑤ 車を運転する予定の人に飲酒させないこと。

飲酒した人はもちろん、勧めた人も法的に罰せられます。飲酒運転が惨劇を生み出すことを理解しましょう。



参考：特定非営利活動法人 ASK HP

アルコールパッチテストのご案内



～飲める体質ですか？飲めない体質ですか？～

日頃から自分の身体がアルコールに対して適応性があるかないかを知っておくことは、**飲酒事故を未然に防止**するためにとっても大切なことです。保健管理センター、南分室、宝町分室ではアルコールに対する適応性を判定する「アルコールパッチテスト」を実施しています。皮膚にエタノールパッチ絆創膏を貼ってチェックします。15分くらいでできる簡単なテストです。

(注)4月の健診期間中などは混みあうため、申し訳ありませんが実施出来ないことがあります。



飲めない体質の方はアルコール分解酵素が働きません。訓練して変わるものではありません。

自分の体質を知り、決して無理はしないでください。周囲も無理強いしないでください。